

2021

No.

3

# 石川 中央会報

トピックス 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定について  
～バーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～

暑中お見舞い



## 石川県時計貴金属眼鏡商協同組合

石川県時計貴金属眼鏡商協同組合は県内の時計、宝飾、眼鏡を取り扱う小売店で構成されております。毎年6月10日の「時の記念日」にあわせ「ときめき時計展」を開催しております。【詳細は25頁】



石川県中小企業団体中央会

<http://www.icnet.or.jp>

## 巻頭ゼミナール

- 02 SNS上のカスタマーハラスメントをどうするか？  
～店や商品の評価、気にしていますか？～  
神戸国際大学経済学部 教授 中村 智彦 氏
- 05 知的財産権あれこれ2021 ～ with AI ～  
みさき国際特許事務所 代表・弁理士 横井 敏弘 氏

## トピックス

- 08 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定について  
～バーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～

## 中央会事業だより

- 11 第73回中小企業全国大会へ提出の要望事項を決定
- 11 全国青年中央会通常総会並びに全国レディース中央会通常総会の開催
- 12 第38回石川県中小企業団体事務局協議会 通常総会を開催

## News (会員関係)

- 13 新聞掲載記事より  
[石川県箔商工業協同組合、山中漆器連合協同組合]

## 組合情報 Pick up!

- 14 組合運営 Q&A  
「支店の組合員資格について」  
「行政庁の認可が必要となる共済事業について」
- 15 Pick up! 石川県の先進組合事例  
山代温泉通り商店街振興組合（令和2年度組合資料収集加工事業報告書より）

## お知らせ

- 16 経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業のご案内
- 17 県内の情報連絡員報告（6月）
- 19 決算関係書類等の届出をお忘れなく
- 20 個別専門相談室開催のご案内
- 20 アンケートプレゼントの紹介
- 25 くみW a i 広場（石川県時計貴金属眼鏡商協同組合）



# SNS上のカスタマーハラスメントをどうするか？ ～店や商品の評価、気にしていますか？～

中村 智彦 氏  
神戸国際大学経済学部 教授

## 見たら落ち込む

「見ないようにしているのですが、どうしてもねえ。読んじゃうと、落ち込みますよ。」飲食店経営者の女性は、苦笑する。グルメサイトの口コミに書き込まれた評価のことだ。

客が、好きなように書き込める口コミサイトに嫌悪感を隠さない経営者は少なくない。「うちは居酒屋で、酒の瓶や器なども飾っている。お子様向けにはなっていないので、お気を付けくださいと丁寧に言ったはずなのですが、対応が悪いとか、子供が走り回るのは普通のことなのになどと書かれてしまった」という経営者や、「内容から見て、明らかにうちのホテルではないですよ、という的外れな指摘と批判を書かれたことがある」という経営者もいる。

## カスタマーハラスメントの一種？

店頭で、従業員を罵倒や恫喝する顧客が問題になっている。そうした行為を、カスタマーハラスメント（カスハラ）と呼ぶ。正当な苦情（クレーム）とは切り離して考えようというのだ。

こうした顧客やあるいは顧客でもないにも関わらず、不当な言いがかりや嫌がらせをSNSやグルメサイトなどに書き込む行為も多い。

ある高級料理店では、次のようなことがあった。若者に人気のあるユーチューバーが、その店を訪問し、店内を撮影し、好意的に紹介した。ところが、そのユーチューバーに批判的な人たちが、その店の映像から、「不衛生だ」、「調理方法がおかしい」などと騒ぎだし、ユーチューバーのウェブページだけではなく、店が掲載されているグルメサイトなどに嫌がらせの書き込みを行った。中には、「行ったことは無いが、このような飲食店の営業は許されるべきでないと保健所に電話をした。みんなも、保健所に電話して抗議しよう」という書き込みまであり、実際に何人かは電話をしたようだ。

筆者は一度だけ知人に連れられてこの店に行ったことがあるが、個人経営の小さな店で、いろいろな工夫をして、客の目の前で調理をするというのを売りにしていた。その調理方法を批判したのだが、元はそのユーチューバー叩きから派生したものでしかない。来店したことがないと公言しつつ、批判を書き連ねる人たちには驚かされた。

もちろん、店舗側に問題があり、それらが指摘されているケースも少なくないが、こうした悪質な書き込みも、カスタマーハラスメントの一種だと捉える必要性が高くなりつつある。

図表 1

**Q. グルメサイトでの点数・ランキング表示の信頼度として、該当する選択肢を1つお選びください。**

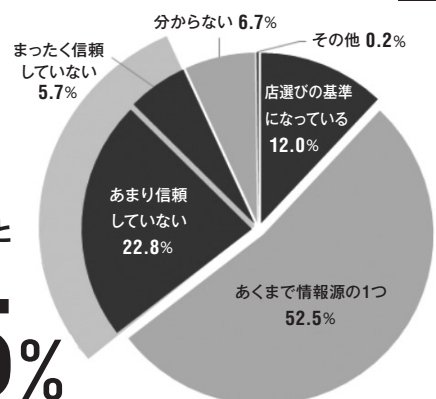
(n=1100)

出所：  
第2回「グルメサイトに関するユーザー&飲食店意識調査」  
株式会社 TableCheck 2021年4月9日

《対象》  
全国20～60代の  
男女1100名

「信頼していない」と  
回答した人

**28.5%**





図表 2

## Q. グルメサイトにおけるユーザーの店舗への評価について、あてはまるものを一つお選びください

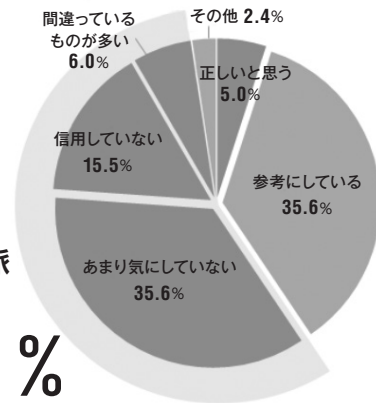
(n=621)

出所：  
第2回「グルメサイトに関するユーザー&飲食店意識調査」  
株式会社 TableCheck 2021年4月9日

《対象》  
全国20～50代の  
飲食店勤務の  
男女660名

グルメサイト否定派

57.1%



## グルメサイトの評価を「信頼しない」が約3割

こうした悪質な書き込みが多いことは、実は顧客側にも知られている。それだけではなく、「グルメサイトは、店舗側から有料で書き込みとか評価を上げたりしているので、参考程度にしか見ません。極端に良いものとか、その逆に極端に悪いものは、あてにならないと思っています。」大学3年生の学生は、そう言います。

飲食店に予約・顧客管理システムの開発・提供等を行う株式会社 TableCheck が発表したアンケート調査結果によると、グルメサイトの点数やランキング表示について回答者の約3割が「信用せず」と回答し、その傾向は3大グルメサイトと呼ばれる「食べログ」、「ぐるなび」、「ホットペッパー」に関しても、いずれのサイトも「信頼しない」が多数派となっており、顧客は意外と冷静に見ていることが理解できます。

※図表1参照

## 実は店側も信用していない。ところが…

こうした傾向は、実は飲食店側も同様です。同じ発表では、飲食店側にグルメサイトのユーザー評価をどのように見ているか聞いたところ、「間違っている」、「信用していない」、「気にしない」が約6割という結果になっています。「評価は正しいと思う」と回答した人は、なんと5.0%という結果になっています。

ところが、この信頼できないグルメサイトのユーザー評価なのですが、売上げには大きく影響する

と飲食店側は感じています。「とても影響している」「多少影響している」あわせて50.4%と半数に及んでいます。逆に「あまり影響していない」「影響していない」と感じているのは、わずか14.6%となっています。

つまり、飲食店側からすれば、「信頼に値しない」が、「顧客への影響は大きい」という厄介な存在だという訳です。

※図表2参照

## 店舗で買い物する前にネットで調べる人は約8割

株式会社 Pathee が2021年6月30日に発表した「実店舗来店前のネット利用に関する調査」によれば、「直近1年で非日用品(スーパーやドラッグストア、コンビニで買い物するような商品以外)を実店舗で購入する際、事前にインターネットで調べましたか?」という質問に対して、78%が「事前にインターネットで調べた」と回答しています。

実に8割近い人たちが、非日用品の買い物の際には、事前にネットで調べているのです。さらに、調べている内容(「必ず調べる」「概ね調べる」)を聞くと、営業時間と所在地が最も多く、「ECの販売状況(58.5%)」、「利用者の口コミ(55.5%)」、「人気商品・目玉商品(50.2%)」などとなっています。買い物の際には、商品に関わる情報をネット経由で収集していることが判りますが、その中で「利用者の口コミ」を調べる人は、約6割となっており、やはり大きな影響を与えているであろうことが理解できます。

※図表3参照



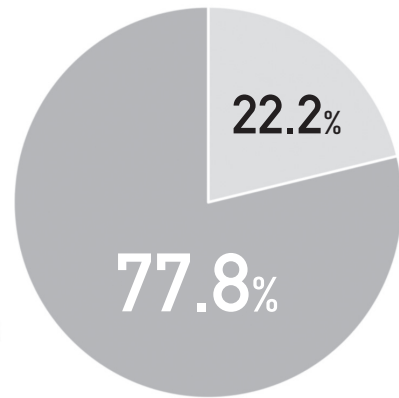
図表 3

**Q. この一年(2020年5月~2021年4月)で  
非日用品を店舗で買う際、  
事前にインターネットで調べましたか？**

全国、男女不問、18歳~65歳  
有効回答人数：4,411名  
調査手段：WEBアンケート

■ 事前にインターネットで調べた  
■ 事前にインターネットで調べなかった n = 4,411

出所：実店舗来店前のネット利用に関する調査を実施  
株式会社 Pathee 2021年6月30日



**真摯さと冷静さが重要**

顧客も店側も「信頼していない」、「信用できない」と考えているにも関わらず、売上げに影響してしまう厄介な利用者の口コミに、経営者としてはどのように対応すればよいのでしょうか。

「非常に気にしてしまっ、ストレスになる」という経営者は、一切見ないようにするというのも、選択肢としてはあるでしょう。しかし、経営者として、覚悟を決めて、様々書き込まれている口コミを分類し、役立てられるものは役立てるべきでしょう。

明らかに言いがかりや難癖というものは切り捨てるとして、それ以外の内容は顧客からどう見られているかの参考となります。

顧客の書き込みに対して、どのような返答するのかは、特に慎重に検討しましょう。売り言葉に買い言葉で、炎上させてしまっ、元も子もあ

りません。中には、店側を挑発し、さらに揚げ足を取って楽しむという悪質な人もいます。コツは、必ず書き込んでしまう前に、社内の他の人間にチェックしてもらいましょう。

いつも申し上げていることですが、ネットになったからといって特別なことではなく、こちら側の落ち度によるクレームや批判に対しては、真摯に対応すること。一方で、悪質なクレームやカスハラの種類に対しては、冷静に対応することが重要なのです。

「コロナ禍になって、時間ができたので、ネットで自社に対する書き込みを見て、落ち込んだり、慰められている」と苦笑する経営者もいます。「ほめられたことは、従業員にも紹介し、悪質な書き込みは、無視で良い」その経営者は言います。経営者が動揺すれば、それは従業員にも影響します。どんと構えて、口コミサイトに対峙しましょう。

**中村 智彦**(なかむら ともひこ)

【ホームページ】  
<http://monodukuri.jp/>

【常勤】  
神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】  
関西大学商学部 非常勤講師  
日本福祉大学経済学部 非常勤講師

【専門】  
中小企業論  
地域経済論



【略歴】

1964年 東京都生まれ  
1988年 上智大学文学部卒業  
2000年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了(学術博士・名古屋大学)

【活動】

愛知県「愛知ブランド」認定委員  
京都府向日市ふるさと創生計画委員会座長  
東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会副委員長  
山形県川西町第5次総合計画アドバイザー  
やまがた里の暮らし大学校「まめ学部」学部長  
<http://www.facebook.com/mamenoarumachi>



# 知的財産権あれこれ 2021

～ with AI ～

横井 敏弘 氏

みさき国際特許事務所 代表・弁理士

開幕が迫った「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）」。「新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しているために昨年より1年延期されたこの大会ですが、2021年7月23日に開会式が行われることになり、過去最多の33競技・339種目が1都1道7県内の42の競技会場で開催されます。国内外から選手団や報道陣等が一斉に集まることなどによる感染拡大への懸念から、東京2020大会の開催については、延期決定以降も議論が重ねられて参りました。大会が目前になった今現在においても、大会終了後の感染状況を想像すると複雑な気持ちになりますが、テレビやSNS等でオリンピック代表に内定された選手の方々の喜びと使命感に溢れた表情を目にすると、これまでの努力や夢が実を結んでほしいとも思います。これまでと変わらずに身の回りの感染対策をしながら、リスクが最小限に抑えられた東京2020大会を見守りたいと思います。



(オリンピック公式HPより：上記商標を含むオリンピック関連の知的財産権について大会側は、保護とアンブッシュ・マーケティング（いわゆる便乗商法）の防止への協力を呼び掛けています。)

この東京2020大会では、顔とIDカードを組み合わせた本人確認が、選手やボランティアなどの大会関係者約30万人を対象に、すべての大会会場において実施されます。これはオリンピック史上初めての試みになります。

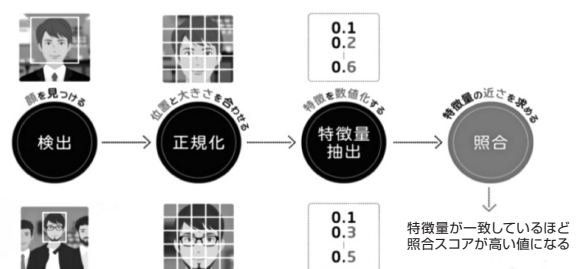
今大会採用されたのは、日本電気株式会社（NEC）の顔認証AI（人工知能）エンジン「NeoFace」を活用した顔認証システムです。米国国立標準技術研究所（NIST：National Institute of Standard and Technology）の略で、技術革新や産業競争力を強化するために設立された研究所が実施した2018年の顔認証技術のベンチマークテスト「FRVT2018」で第1位の性能評価を獲得した技術で、ICチップを搭載したIDカードと事前に撮影・登録した顔画像をシステム上で紐付けし、大会会場における関係者エリアの入場ゲートのすべてに設置した顔認証装置を用いて、

顔とIDカードによる本人確認を行う仕組みです。IDカードを読み取り機に着券すると即座に顔認証が行われるので、入場ゲートでの本人確認作業の負荷が軽減され、混雑緩和が可能になる他、IDカードの貸し借りや盗難によるなりすまし入場、IDカード偽装による不正入場の防止も可能になります。



(NEC(株)のHPより)

160万件におよぶ顔写真データベースと照合するための所要時間はわずか0.3秒。この間に3つのステップを経て、本人か他人かの顔認証がなされます。1つめのステップは、読み取り機を通過する際に撮影した画像の中から、顔の領域を決定する「顔検出」で、その通過時の画像から目・鼻・口など様々な特徴を正確に検出しデータベース上の位置と大きさに合わせる2つめのステップである「正規化」、3つめのステップの「特徴量抽出（対象の細かい特徴が数値化されたものこと）の抽出」を経て、事前登録された過去のデータと照合し、本人か他人かの判断に至ります。



(NEC(株)のHPより)

顔の向きや照明・逆光、表情・経年変化など様々な利用環境や撮影条件による影響が想定されるため、高度な技術が必要になり、特許第6816821号（発明の名称：顔認証システム、装置、方法、プログラム、登録日：2020年12月28日）など、長年に渡って数多くの特許が出願・権利化されています。

NEC(株)の顔認証技術関連製品は、世界40カ国100システム以上で採用されています。人口13億

人以上のインドの国民ID制度「Aadhaar（アドハー）」には、NEC（株）の指紋・顔・虹彩を組み合わせたマルチモーダル生体認証システムが採用され、社会保障の受け取り時や口座開設時の本人確認を行い、なりすましの防止や手続きの簡素化を実現しています。ニューヨークJFK空港やオーストラリア政府機関、ブラジル主要空港など世界の主要機関におけるセキュリティ対策にも採用される一方で、ユニバーサルスタジオジャパンの年間パスポートや「ももいろクローバーZ」などの日本国内のアーティストが行ったコンサートやスポーツイベントなどにも採用され、既に50公演、延べ30万人以上に利用されるなど、エンターテインメント分野での有効性も実証されています。

参照させていただいたNEC（株）のHPには、一般的なオフィスで使われているデスクトップサーバのようなサイズの「顔認証アプライアンスサーバ」などの生体認証製品や数々の導入事例が挙げられております。テロ対策・なりすまし対策といったセキュリティ上の必要性に、コロナ禍での非接触の必要性が追い風になっているとはいえ、導入例の多さに、技術への非常に高い信頼性を感じます。

このスポーツの祭典は技術の祭典とも言われており、その他にも最先端の技術が導入されております。体操競技や新体操などの競技を統括する国際団体である国際体操連盟(略称：FIG、本部：スイス・ローザンヌ)は2018年11月20日、東京2020大会の体操男女計5種目で、3DレーザーセンサーやAIを活用した自動採点支援システムを採用することを富士通株式会社と連名で発表しました(同日付け産経新聞より)。

近年の体操競技は、わずか0.5秒の間に3回転半のひねりが入るなど高難度化しており、しかもそれが連続します。見る角度によっては動きが見えにくい場合もあるなど、審判の負担が増しており、そのため“審判の審判”がいるほどで、FIG会長の渡辺守成氏によると「出場選手180人に対し、審判が100人」という状況が生まれています。そこでFIGは富士通(株)と2017年10月に採点支援システムに関する業務提携を締結し、審判の負担を下げるためのシステム開発を進めてきました(2018年11月21日付けIT Leadersより)。

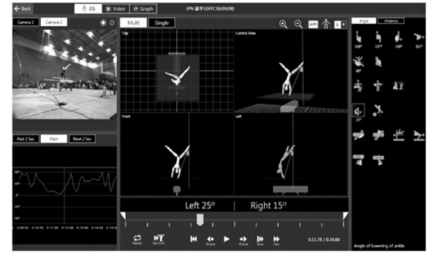
ここで採用されたのが、富士通(株)と株式会社富士通研究所が開発した採点支援システムで、競技者に向かって毎秒230万点のレーザー光を照射し、動きをセンシングすることで、反射光から競技者の骨格の位置を推定し、手足の位置や関節の曲がり具合を導き出す

ことができます。さらに男女計1350以上のデータベース化された技を覚えたAIが、瞬時に宙返りやひねりの回数、動きの正確性の判別・判定処理を行うことができます。

男子のあん馬・つり輪・跳馬と女子の跳馬・平均台の5種目に採用され、採点は現行どおり審判員が行いますが、採点后、チームから難度認定の照会があった場合に、360度から立体的に選手の動きや体の角度を確認できる機能を活用し、公平性を保つことを目的としています。このシステムは驚くことに、人の目では不認定の技でも、技が成立していると認められることがあるようです(2020年1月25日付け読売新聞「極めるTokyo2020」より)。

AI(Artificial Intelligence)という言葉は、1956年にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州のダートマス・カレッジで開催された「ダートマスワークショップ(人工知能に関するダートマスの夏期研究会)」においてコンピューター科学者のジョン・マッカーシーによって初めて唱えられ、日本語では人工知能と表されます。様々な専門家がそれぞれの定義をしており、例えば東京大学の松尾豊教授は、「人工的につくられた人間のような知能、ないしはそれをつくる技術」と定義し、大阪大学の溝口理一郎名誉教授は、「人工的につくった知的な振る舞いをするもの(システム)である」と定義されています(平成28年版総務省「情報通信白書」より)。

AI研究は、Webやビッグデータの発展、コンピューターの処理能力の飛躍的向上を背景に、機械学習(マシラーニング：人間が、機械が答えを出すための手法をプログラムとして与えるのではなく、入力に対する答えとなる出力のセットの例を数多く与えて、そのデータから機械が学習して自動的にモデルを作ること)やその一種である「深層学習(ディープラーニング：人間がプログラムを与えることなく、膨大な入力と出力のセットを2段以上重ねて計算処理し、複雑な判断をできるようにすること)」の成果が花開いた2013年以降から第3次AIブームに入り、現在に至っています。東京大学の松尾豊教授は、NEC(株)のHP上でのインタビュー(Digital Financeページより)において、



採点支援システムの画面  
(富士通(株)のHPより)



AI研究の歴史や現在のトレンドなどを紹介されながら、学生や若手の社会人だけでなく、経営者がAIの理論を学ぶことの重要性にも触れています。(教授自身の専門分野である) 深層学習の技術がまだまだ進展していくことから生まれる多くのチャンスを活かすためには、既存産業への応用やAI技術への投資・若手AI人材への権限委譲といった意思決定に必要な知識を得ておくことを勧められています。総務省のHPに、ICTに関する基礎知識・基礎技術を学ぶことができる「ICTスキル総合習得プログラム」が無料で公開されており、ご参考になれば幸いです。



(総務省HPより)

松尾教授は遡ること2016年の11月29日付けIT media NEWSの記事に、「AIが人間の手を借りず、画像や映像に写っているものを認識できるようになる」と今後を予測されていました。こうしたディープラーニングの特徴は「目の技術」と表現され、AIが爆発的な進化をするきっかけになるとも記載されています。そして、イマジニア株式会社が運営している「10MTV(テンミニッツTV)」という動画メディア内の講座「ディープラーニングは機械に「目」をもたらしした」では、カメラ・イメージセンサー(網膜)とディープラーニング(視覚野)の両方が合わさって初めて、機械が「見える」ようになると説明されています。

2021年7月8日付け日本経済新聞に、金沢大学と協同組合全国企業振興センター(略称アイコック・金沢市)などが開発しているシステムに関する興味深い記事がありましたので、最後にご紹介させていただきます。

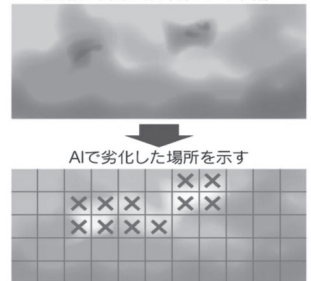
2017年度から、道路のり面のコンクリートを非接触で点検できるシステムに関する産学共同研究が、金沢大学(藤生慎准教授:専門は土木計画学)とアイコック、組合員である建設コンサルタント会社などによって行われています。ドローンに搭載した赤外線カメラでコンクリートの表面温度を調べ、AIを用いて劣化した箇所を抽出する仕組みで、2023年度に商品化されるようです。のり面の状態の確認は、通常では目視点検や作業者が棒でたたくなどするようですが、高い場所の作業になるとロープでがけの上から降りるなど危険を伴います。



ドローンを飛ばしてのり面の表面温度を調べる(日本経済新聞 Web 版より)

のり面が経年劣化すると、接地していた岩や土からコンクリートが徐々に浮き上がり、間にできた隙間に水が溜まって凍ってしまうことや、浮いたことでコンクリートが太陽光で温まりやすくなることが原因で、表面にヒビが入るなど危険な状態になるようです。開発中のシステムでは、赤外線カメラでその温度変化を把握し、AIを使って浮きやひび割れを自動的に検出します。すでに基本的な仕組みの開発は終わっているようで、AI診断の精度を高めるために石川県内の道路のり面の10ヶ所で温度データを収集中だそうです。

点検支援システムのイメージ  
道路のり面の赤外線カメラ画像



この「目の技術」が私たちの安全を守ってくれる日が一日も早く訪れますように…。

弁理士プロフィール

横井 敏弘(よこい としひろ)

みさき国際特許事務所 代表・弁理士  
1973年生まれ 石川県出身

【学 歴】 石川県立七尾高等学校理数科卒  
東京大学教養学部基礎科学科卒(化学専攻)  
東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退

【学 歴】 龍華国際特許事務所  
(分野:無線通信機器、撮影機器、画像処理、ビジネスモデル)  
特許業務法人アイ・ビー・エス  
(分野:複写機器、コンピュータ、画像処理、符号技術、粘着剤、土工法、織物、ビジネスモデル)

【講 演】 「ビジネスモデル特許の現状と課題」(発明協会石川県支部主催)

【業務分野】 ・特許、実用新案、意匠および商標の国内出願手続  
・海外出願手続  
・知財コンサルタント

# 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」 の策定について

～バーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～

従来、総会及び理事会のいずれについても、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会※1を開催することはできませんでした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確立するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則が改正されました（2021年5月14日に公布・施行）。さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会※2の開催を促進するため、省令改正にあわせて実務指針が策定されました。

今回の省令改正及び実務指針の策定により、定款変更を行い所管行政庁の認可を受けることにより、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催することが可能となりました。以下、経済産業省が公表した「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」について一部抜粋してご紹介します。

※1 物理的な場所を定めることなく、インターネット等の手段を用いて出席する総会や理事会をいう。

※2 物理的な場所を定めるとともに、インターネット等の手段を用いて出席することができる総会や理事会をいう。

## [ 総 会 ]

### 1 基本的な考え方

総会は、組合員が審議に参加し、議決権又は選挙権を行使するための最高意思決定機関である。このような総会の役割・機能に鑑みれば、バーチャル組合総会においても、組合と組合員等の間で、物理的に一堂に会する場合と同程度の意思疎通が可能でなければならない。具体的には、バーチャル組合総会を適法に開催するためには、情報伝達の「双方向性」と「即時性」が確保されていることが必要であると解される。なお、バーチャル組合総会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席し議決権・選挙権を行使する機会を奪われるような事態は、断じてあってはならない。特に、バーチャルオンリー型組合総会においては、組合員にはバーチャル出席の選択肢しか与えられないため、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員に対する配慮が求められる。

### 2 前提となる環境整備

#### ① システム環境の整備

バーチャル出席組合員が、インターネット等の手段を用いて、①総会に出席し、②審議に参加し、③議決権・選挙権を行使することができるシステム環境を整備することが最低限必要である。

#### ② 通信障害の防止に向けた合理的な対応策等

バーチャル出席を認める場合、サイバー攻撃や大規模障害等による通信手段の不具合（以下「通信障害」という。）が発生する可能性が考えられる。組合は、経済合理的な範囲において、あらかじめ通信障害の防止に向けた対応策や通信障害が発生した場合の対応策を講じることが必要である。

### ③事前の情報提供等

組合は、バーチャル組合総会を開催するにあたり、組合員に対して、一定の情報提供等を行うことが必要である。例えば、以下の対応が考えられる。

- 組合員が総会にアクセスするために必要となる環境（通信速度、OS やアプリケーション等）やアクセスするための手順（アクセス先 URL や ID・パスワード等）の通知
- 議決権行使や質問の方法等の通知
- 招集通知やログイン画面における、バーチャル組合総会を開催した場合に通信障害が起こり得ることの告知

### ④事前のルール整備

バーチャル組合総会を開催するためには、理事会において、バーチャル組合総会を開催する旨、総会議案、日時、場所（場所を定めない場合は開催方法）及び招集方法などを決定する必要がある。さらに、組合の最高意思決定機関である総会を適切・円滑に運営するためには、利用するシステム・サービスをはじめ、招集通知の発送スケジュールや記載事項、バーチャル出席組合員の本人確認の方法、議決権・選挙権行使の方法、行為制限の内容等について、定款及び規約等の整備や理事会での協議等により事前にルールを定めておくことが求められる。

## 3 法的・実務的論点

### ①本人の確認の方法

中協法においては、総会に出席し議決権を行使できるのは、総会の招集時点で組合員名簿に記載又は記録された組合員である。バーチャル組合総会を開催する場合、リアル出席組合員については、従来どおり、会場受付において本人確認を行えばよいが、バーチャル出席組合員についてはそれと同等の本人確認が必要になる。

バーチャル出席組合員の本人確認については、ID・パスワード等を各組合員個別のものとするか共通のものとするかによって整理することができる。個別のものとする場合、個別 ID・パスワード等によるログインをもって本人確認がなされたと考えることができる一方、共通のものとする場合、ログイン時に目視等による本人確認が必要となる。さらに、ID・パスワード等を組合員全員に通知するかバーチャル組合員全員に通知するかバーチャル出席組合員のみ通知するかによって整理することができる。

### ②議決権の行使

バーチャルオンリー型組合総会を開催するにあたっては、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員による議決権行使の機会を確保するため、定款において、書面による議決権行使を認めることが求められる。

### ③招集通知

#### ・招集通知発送スケジュール

バーチャル出席のために必要な ID・パスワード等は、法が定める招集手続において通知すべき事項であり、組合は、総会の 10 日前（又は定款で定めた期間）までに必ずこれらを通知しなければならないと考えられる。したがって、組合員全員に総会招集通知を発送した後、バーチャル出席組合員のみ別途 ID・パスワード等を通知する場合には、組合員全員に送付する総会招集通知をより早く発出することが求められる。総会招集通知発送の前倒しの検討をはじめとして、総会招集手続に違反しないよう留意する必要がある。



・招集通知の記載事項

バーチャル組合総会を開催するにあたっては、総会の開催場所又は開催方法とともに、組合員がインターネット等の手段を用いて総会に出席し、審議に参加し、議決権や選挙権を行使するための方法、具体的には、バーチャル出席のために必要なID・パスワード等、アクセス先URL、バーチャル出席組合員による議決権・選挙権行使の具体的方法を招集通知（招集通知本体に同封する別紙案内書や事前登録者に後日送付する別紙案内書等を含む。以下同じ。）に記載する必要がある。

④定款の変更

多くの組合は、定款に「場所」に関する規定を置いているところ、バーチャルオンリー型組合総会を開催するためには、当該定款を変更する必要がある。

【 理 事 会 】

従来、議長の所在する場所又は出席理事等の全員が所在する場所を「場所」と定めたうえで、議長を含めた理事等の全員がTV会議等の方式により出席する形態の理事会が広く開催されてきたところである。特に、議長の所在する場所等を「場所」と定め、他の出席理事等の全員が事業所等からバーチャル出席するような場合、「場所」を定めている以上、形式的にはハイブリッド型バーチャル理事会であるものの、実質的にはバーチャルオンリー型理事会であるといつてよい。したがって、バーチャル理事会については、基本的に従来の運用を維持すれば足りる。バーチャルオンリー型総会と同様に、定款に「場所」に関する規定が置かれている場合、バーチャルオンリー型理事会を開催するためには当該定款を変更する必要がある。

◎同指針の全文は、下記の経済産業省WEBページに掲載されております。

◎URL：<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210514003/20210513003.html>

※今般の制度改正は従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、**必ずしもすべての組合が対応しなければならないものではありません。**

※バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催するには、**定款変更を行い、所管行政庁の認可を受けることが必要となっております。**変更をされる場合は事前に中央会までご相談ください。

お問い合わせ先：石川県中小企業団体中央会 TEL：076-267-7711（代表）

○定款記載例（新旧対照表）

	新	旧
総会招集の手続き	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）に記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 2～7（略）	第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。  2～7（略）
総会の議事録	第48条（略） 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）（略） （2）開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。） （3）～（11）（略）	第48条（略） 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）（略） （2）開催日時及び場所  （3）～（11）（略）
理事会の議長及び議事録	第53条（略） 2（略） 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）（略） （2）開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。） （3）～（13）（略） 4（略）	第53条（略） 2（略） 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）（略） （2）開催日時及び場所  （3）～（13）（略） 4（略）

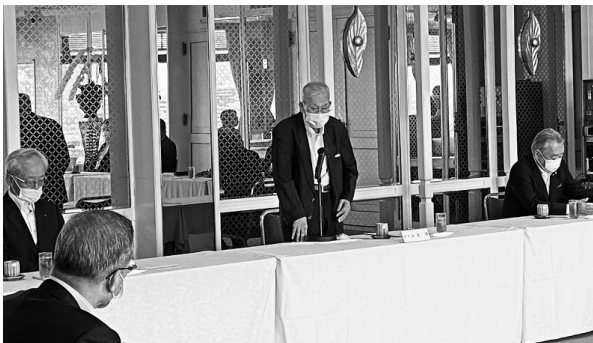
## 第73回 中小企業団体全国大会へ提出する 要望事項を決定

本年度第1回目の企画委員会を6月21日(月)、松魚亭にて開催し、第73回中小企業団体全国大会決議における「総合」、「税制」、「金融」、「労働」、「エネルギー・環境」、「工業」、「商業」、「サービス業」に関する全49項目の本県からの要望事項及び大会における全国中小企業団体中央会会長表彰の推薦者等を決定しました。

この要望事項は前回からの継続要望事項に加え、会員組合等の皆様から募集し集まった新規要望事項を取りまとめたもので、本年度は特に新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者に対する迅速かつ十分な経済対策を講ずることを重点項目としました。

東海北陸ブロック中央会事務局代表者会議(本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面審議による開催)にて、東海北陸ブロック案として取りまとめ、全国中小企業団体中央会へ提出させていただきました。

※要望事項全文は本会ホームページ(<http://www.icnet.or.jp/>)にてご覧になれます。



山出会長の挨拶



企画委員会の様子

## 令和3年度全国青年中央会通常総会並びに 全国レディース中央会通常総会の開催

### 全国中小企業青年中央会

全国中小企業青年中央会(UBA)の通常総会が6月18日(金)、千葉県の千葉県電工会館において開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模を縮小し、ウェブ会議ツールを活用したオンラインでも参加できる形式で行われ、本県から長坂慎太郎青年中央会会長が参加しました。2021年度事業計画等について、原案通り承認可決されました。

### 全国レディース中央会

全国レディース中央会の通常総会が7月21日(水)、全国中小企業団体中央会にて開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模を縮小し、ウェブ会議ツールを活用したオンラインでも参加できるような形式で行われ、2021年度事業計画等について原案通り承認されました。また、役員改選が行われ、会長には、宮崎県レディース中央会の吉田陽子氏が再任されました。

# 第38回 石川県中小企業団体事務局協議会 通常総会を開催

令和3年度石川県中小企業団体事務局協議会通常総会が去る6月28日(月)金沢東急ホテルにおいて開催されました。総会は、村田純一 会長(ウイング北陸総合衣料商業協同組合)挨拶の後、松浦 勉 副会長(協同組合石川県観光物産館)が議長に選任され、第1号議案「令和2年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表並びに剰余金処分(案)について」、第2号議案「令和3年度事業計画書並びに収支予算書について」、第3号議案「令和3年度会費の額並びに徴収方法について」、第4号議案「役員改選について」の4議案が上程され、すべて原案どおり可決承認されました。



村田会長の挨拶



通常総会の様子

## 令和3年度 事業計画

1. 組合事務局人材養成事業
  - (1) 役職員等研修事業 年3回
  - (2) 先進地視察研修事業 年1回
2. 組合運営研究事業 年5回
3. 組合情報提供事業 組合運営に関する情報提供(随時)

## 役員改選で選任された新役員の方々です

役職	氏名	所属	組合役職
顧問	山出 保	石川県中小企業団体中央会	会長
相談役	門前 重厚	石川県プレス工業協同組合	専務理事
相談役	菊池 寛治	協同組合石川県中小企業経営者同友会	専務理事
会長	村田 純一	ウイング北陸総合衣料商業協同組合	専務理事
副会長	松浦 勉	協同組合石川県観光物産館	専務理事
副会長	黒田 章	石川県鉄工団地協同組合	事務局長
副会長	大西 治夫	旭丘団地協同組合	事務局長
副会長	長岡 信一	石川県電器商業組合	事務局長
※副会長	飴谷 義博	石川県織物構造改善工業組合	専務理事
常任幹事	北島 英一	小松織物工業協同組合	事務局長
常任幹事	小山 義則	小松鉄工機器協同組合	事務局長
常任幹事	油片 吉徳	小松鉄工団地協同組合	専務理事
常任幹事	山本富士子	石川県プレス工業協同組合	事務局長
常任幹事	平野 禎幸	北陸鉄工協同組合	事務局長
常任幹事	田村 晋	小松共栄工業協同組合	事務局長
常任幹事	細川 保	金沢建設業協同組合	常務理事
常任幹事	時長 俊幸	石川県電気工事工業組合	事務局長
常任幹事	義本 定義	能美機器協同組合	事務局長
常任幹事	安村 義昭	安原工業団地協同組合	事務局長
常任幹事	中田 義一	石川県第三機器協同組合	事務局長
※常任幹事	森川 和重	協同組合土質屋北陸	専務理事

役職	氏名	所属	組合役職
幹事	谷川 昭二	金沢市青果食品商業協同組合	事務局長
幹事	藤田 政広	富永町商業近代化協同組合	事務局長
幹事	森田 憲	協同組合加賀能登特産銘品会	専務理事
幹事	谷 哲雄	石川県鑄物工業協同組合	事務局長
幹事	隅 堅正	輪島漆器商工業協同組合	事務局長
幹事	中道 伸一	協同組合小松問屋センター	事務局長
幹事	中村 政一	加賀市織物協同組合	事務局長
幹事	山崎 良則	近江町駐車場協同組合	事務局長
幹事	江口 弘泰	近江町市場商店街振興組合	常務理事
幹事	石野 圭祐	協同組合石川県高速道路交流センター	事務局長
幹事	八十嶋淳一	石川県管工事協同組合	常務局長
幹事	笠原 功三	協同組合ユー・エス・ジー	事務局長
※幹事	堀 修一	石川県造園業協同組合	事務局長
幹事	今川 弘史	石川県石油販売協同組合	専務理事
幹事	岩田 由紀	石川県板金工業組合	事務局長
※幹事	河畑 宏昭	加南トラック事業協同組合	事務局長
※幹事	村本 広之	金沢中央水産物卸協同組合	事務局長
※幹事	川崎 真人	協同組合金沢問屋センター	事務局長
監事	惣田 大将	住吉工業協同組合	専務理事
監事	中川 聖士	協同組合加賀染振興協会	事務局長

※は新任



新聞掲載記事より

# 金沢箔 若手職人が 担い手発掘

石川県箔商工業協同組合

令和3年7月14日(水)  
北國朝刊 27面掲載

県箔商工業協同組合の20〜40代の若手職人4人が金沢箔の担い手を掘り起こす取り組みを始める。職人の高齢化や後継者不足が喫緊の課題となっており、金沢箔をPRするイベントなどを企画し、人材の獲得につなげる。第1弾として8月8、9日に金箔製造の体験会を開催し、伝統工芸に携わる魅力や仕事のやりがいに参加者に伝え、就業に興味を持ってもらう。体験会は金沢職人大学校が会場となる。金箔製造の最初の工程で金に少量の銀と銅を溶かし、型に流し込んで板状の金合金をつくる「金合わせ」の特別実演のほか、参加者による「上澄」「縁付金箔」「断切金箔」の各工程の体験を予定する。参加者には金沢箔のマイスター認定証が交付される。

組合に在職する職人約60人のうち、40代以下は4人のみで、70代80代が大半を占める。4人は将来の担い手の確保に向け、体験会以外にも若手ならではの視点で金沢箔の魅力を周知する取り組みを検討している。

# 国産の漆器 産地PR

山中漆器連合協同組合

令和3年7月15日(木)  
北國朝刊 28面掲載

山中漆器連合協同組合のメンバー15人は14日、加賀市山中温泉風谷町の「漆の森」で、木の幹に傷を付けて漆の原料となる樹液を採取する「漆かき」を開始した。9月中旬まで作業を続け、精製した漆使って制作した作品で山中の漆器産地をアピールし、ブランド化につなげる。

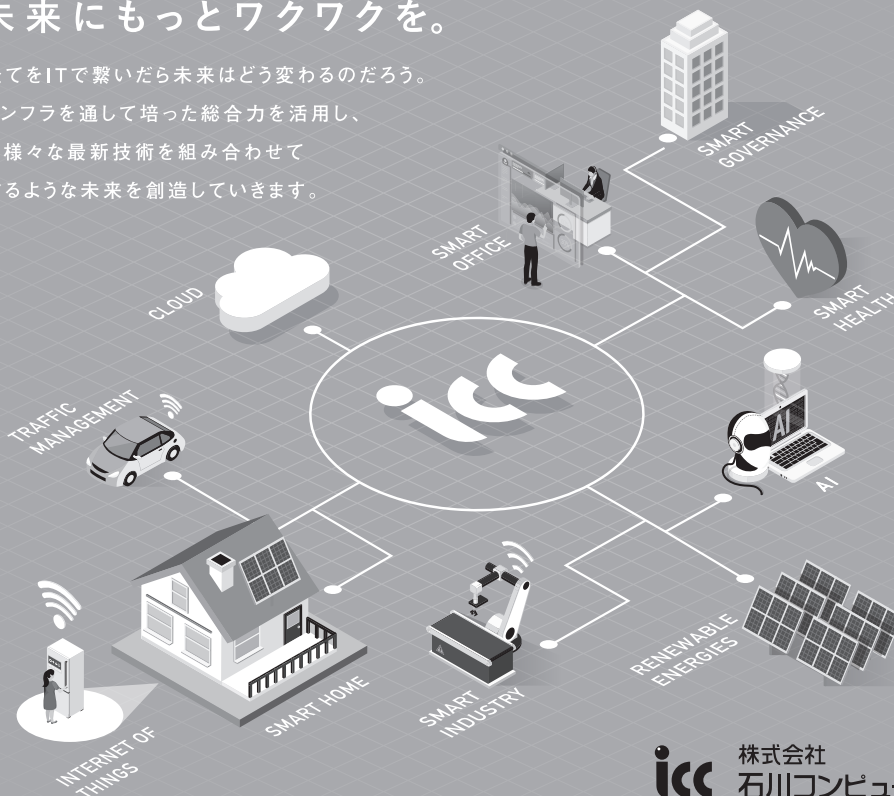
漆の森にはこれまで1600本が植栽され、地元有志らが草刈や肥料まきなどをしてきた。今年から同組合が一体で管理を担うことにした。

従来漆かきは県山中漆器産業技術センターの授業の一環で行い、実際の製品には使っていない。今回、地元産漆を活用することで産地のブランド化にもつながるとみて実施を決めた。

今年には漆の木14本から2800グラム程度の樹液を採取する計画で、漆器に使用してお椀2個分の量となる。組合によると、現在、国内の漆器のほとんどは中国産の漆を使っており、純国産の製品として山中漆器の魅力を発信したい考えだ。竹中俊介理事長は「大切な漆の森を守りながら、産業として発展させていきたい」と意欲をみせた。

## ITで未来にもっとワクワクを。

ヒトとモノ。全てをITで繋いだら未来はどう変わるのだろう。  
ICCは、ITインフラを通して培った総合力を活用し、  
AIやIoTなど様々な最新技術を組み合わせて  
「ワクワク」するような未来を創造していきます。



株式会社  
石川コンピュータ・センター

## 組合運営 Q&amp;A

## 支店の組合員資格について

Q

組合の地区内に支店があって、当該支店は従業員50人以下の小売業であります。地区外の本店は従業員50人以上で、かつ資本金が5,000万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。疑義があるとすれば、公正取引委員会に届け出る必要がありますか？

A

組合員資格に関する使用従業員の数、本支店を合わせたものとされていますから、本店だけで従業員が50人を超え、かつ資本金が5,000万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要です。

ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額または出資の総額が絶対条件ではなく、その事業者の資本力、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断する必要があります。

また、公正取引委員会への届出の様式及び内容については、「中協法第7条第3項の規定による届出に関する規則」（1964年2月7日公正取引委員会規則第1号）に具体的に定められています。

## 行政庁の認可が必要となる共済事業について

Q

行政庁の認可が必要となる共済事業とは、具体的にどのようなものですか？

A

一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済契約の締結を行う事業です。

共済事業は、中協法第9条の2第7項で、「組合員その他の契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業」とされ、中協法施行規則第5条で「一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済契約の締結を行う事業」と規定されています。

具体的には、組合員から事前に何らかの資金を徴収し、あらかじめ決めた事故（死亡やケガだけではなく、結婚や出産等も含む）が発生した時に、組合員に対して一定の金額（10万円超）を支払うことを約束している場合は、慶弔金や見舞金といった名称にかかわらず、共済事業に該当します。なお、商工組合、商工組合連合会では、共済金額が10万円を超える共済事業が禁止されているので注意が必要です。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい  
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは  
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

# Pick up! 石川県の先進組合事例

=令和2年度組合資料収集加工  
事業報告書より=

特徴ある  
活動

## 山代温泉通り商店街振興組合

組合員情報共有ネットワークによる顧客満足度向上実現

住 所	〒922-0254 石川県加賀市山代温泉温泉通31番地4		
U R L	<a href="https://www.yamashiro-spa.com/">https://www.yamashiro-spa.com/</a>		
設 立	平成元年1月	出 資 金	890 千円
主な業種	小売業・サービス業	組 合 員	41 人

### ■背景・目的

北陸新幹線開業以来、観光客は増加傾向だが、各組合員の取扱商品、営業時間や販促情報等が共有されておらず、顧客利便性や満足度向上が課題だった。無料 Wi-Fi による観光アプリで、商店街全体及び各組合員の情報提供を行っていることから、各組合員の情報を共有・提供するためのネットワークを構築し、顧客利便性や満足度向上を実現することを目的とした。

### ■取組みの手法と内容

事業委員会を立ち上げ、調査内容や方法等についての検討を行った。組合員間ネットワーク構築に向け組合員調査、来街者調査を内容とするフィージビリティ・スタディ事業を実施した。この事業の成果を活用し、組合員間ネットワークの試作開発、テスト及び評価を行った。事業成果を周知し、成果獲得に向け組合と組合員が一体となって取り組むことを目的として、成果普及報告会を開催後、開発したネットワークシステムの運用を開始した。組合員が個々の情報を入力するシステムは完成しているが、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を優先しており、情報共有は今後順次進める予定である。

事業準備期において、組合員の一部は高齢で、IT に関する知識や経験が乏しいため、当該事業による組合員間ネットワーク活用に不安を持っていたが、組合執行部を中心に、ネットワーク活用に関する説明会や個別サポートを十分に行う旨を説明し、理解・協力を得た。業界側委員かつ事業委員長であり、商店街における IT 活用を推進してきた理事長がキーパーソンであり、商店街情報ネットワーク開発のきっかけとなった、観光アプリ開発者である専門家委員と緊密に連絡を取り、二人三脚で事業を推進した点に最大の特徴がある。

### ■成果とその要因

本格的な運用は今後の課題だが、観光客と組合員のニーズに合致した情報提供ネットワークシステムが開発できたことで組合業務は効率化された。

前理事長、理事長をはじめ、アイデアマンが多く、実現が難しいと思われるアイデアでも、「できない理由を考える」のではなく「できる方法を考える」という組織風土が、当該事業の成果獲得に大きく寄与している。



事業委員会の開催



ネットワークシステムの組合員情報入力画面

### Point

先取の組織風土を活かして組合員間ネットワークシステムを構築。各組合員の取扱い商品、販促情報等をタイムリーに提供することで、来街者の利便性と満足度向上を実現する。



中小企業・小規模事業者の皆様へ

## 経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業

**コロナ禍における企業の皆様の様々な経営課題の解決を  
支援する専門家を派遣します！**

資金繰りなど足下の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスまで、各分野の専門家が企業の状況に応じた適切な処方箋を提供します。

### 1. 派遣対象

県内に事業所を有する中小企業等

### 2. 費用

無料 ※回数制限なしで何度でもご利用いただけます。

### 3. 支援例

オンライン可

コロナ禍における企業の皆様の経営課題の対処ニーズに幅広く対応します。(以下一例)

- ✓ コロナの市場変化を踏まえ、経営計画を見直したい
- ✓ キャッシュインが見込めない中で、追加の資金調達のための事業計画が必要…
- ✓ 新分野進出や、新商品開発したい
- ✓ ウェブの強化や、新規取引先を開拓したい
- ✓ 生産性向上による収益改善に取り組みたい

マルチタスクで複数の経営課題に取り組む場合は、  
**複数の専門家の活用可**  
(例：中小企業診断士、Webデザイナー)

※ただし、ホームページの作成などの業務代行や、社員研修の講師などには、ご利用できません。

### 4. お問い合わせ先

石川県中小企業団体中央会 TEL076-267-7711

《これまで県の専門家派遣事業を利用されたことがない企業の皆様へ》

支援機関が、皆様の課題やニーズに応じて、適切な専門家の選定や最適な派遣回数の設定など、専門家派遣事業全体をコーディネートしますので、まずは、日々の事業活動の悩みをご相談ください！

なお、派遣を希望される場合、申請書類の様式は当会ホームページにてダウンロードできますのでご利用ください。



REPORT

# 県内の情報連絡員報告 **令和3年6月**

県内製造業情報連絡員：8業種 31人 / 県内非製造業情報連絡員：6業種 27人

- 令和3年6月期において**、DI値で見ると、昨年同月比をもとに前月との増減を比べた場合、9項目中、6項目が上昇、3項目が悪化となった。度重なる緊急事態宣言等による活動制約が続いていることから先行きが見通せず、非製造業を中心に業界の景況は大幅に悪化した。また、原材料高騰が収益を圧迫しているとの声が幅広い業種で寄せられており、売上高と収益状況の乖離が目立つ。
- 製造業**においては、6項目が上昇、1項目が横ばい、2項目が悪化であった。設備操業度は2桁の改善となり、受注は回復基調にあるものの、材料や部品不足から納期遅れが生じるなど操業度への影響が懸念される。好調であったのは、木材価格の異常な高騰が落ち着き、相場の上昇がみられた木材・木製品製造業の一部、出荷量及び収益が若干良くなった粘土かわら製造業、建設機械関連や工作機械関連を中心にコロナ禍前の水準に急回復している鉄鋼・金属製品製造業及び一般機械器具製造業などであった。一方、悪化していたのは、受注の見合わせなど厳しい状況が続いている繊維同製品製造業、印刷需要が低迷したままの出版・印刷業、特需等なく出荷量が減少した砂利販売業及び生コンクリート製造業、展示会の来場者も少なく、観光客の入り込みも増えない漆器製造業などであった。
- 非製造業**は、6項目が悪化、2項目が上昇となった。活動制約の影響を受けやすい業種が多く、低迷が続いている。悪化していたのは、観光客や地元客の戻りが鈍く、消費者マインドの低迷が響いている商店街、旅館・ホテル業、共同店舗、休業していた土産物小売業、漁獲量が少なく業務関係の荷動きも低調であった水産物卸売業及び水産物小売業、原油価格の高騰によりコストが上昇し収益が悪化している燃油小売業及び一般貨物自動車運送業、昨年同時期は給付金支給やキャッシュレスポイント還元の特需があった電器製品小売業及び衣料品小売業などであった。一方、悪化の中でも健闘したのは、車検などの検査需要が増加した自動車整備業、天候が良好でコロナ禍の影響が少なかった総合工事業及び板金工事業などであった。
- 資金繰り対策について**、全業種で見ると、資金繰り対策を「行った」が68.0%、「行う予定である」が2.0%であり、その割合を合わせると全体の7割にのぼった。その内容については、「政府系金融機関による実質無利子・無担保融資」及び「補助金・助成金の活用」が同率で最も多い結果となった。また、複数の支援策を併せて活用している事業者が大半であった。資金調達用途については、「手元資金の確保」が最も多く、「賃金・経費の支払い」が続いた。コロナ禍が長期化しており、先を見越して支援策をフル活用して資金を調達した事業者も多いとみられる。今後、感染症収束まで時間を要した場合、支援策に制約が生じることや追加融資が難しくなることも考えられ、資金繰りの急激な悪化が懸念される。先が見通せない中、支援策の追加・継続を求める声が多く聞かれる。
 

製造業においては、資金繰り対策を「行った」が73.1%、「行っていない」が26.9%であった。「行っていない」業種は、コロナの影響が限定的だった「陶磁器製造業」、「鉄鋼・金属製品製造業の一部」「一般機械器具製造業の一部」などであった。「行った」内容は、「政府系金融機関による実質無利子・無担保融資」、「補助金・助成金の活用」の順に多く、資金調達用途は、「手元資金の確保」、「賃金・経費の支払い」の順に回答が多かった。

非製造業においては、資金繰り対策を「行った」が62.5%、「行う予定である」が4.2%、「行っていない」が33.3%であった。「行っていない」業種は、コロナの影響が少ない「総合工事業」や「管工事業」などの「建設業」、コロナ禍の巣籠もり需要やネット販売の好調により業績の良かった「電器製品小売業」や「その他の卸売業」などであった。「行った」、「行う予定である」内容は、「補助金・助成金の活用」、「政府系金融機関による実質無利子・無担保融資」の順に多く、資金調達用途は、「賃金・経費の支払い」、「手元資金の確保」の順に回答が多かった。

令和3年

6月期

# 景況天気図

	全 体	製 造 業	非製造業
売 上 高	5.2 (1.8)	12.9 (19.4)	- 3.7 (▼18.5)
在 庫 数 量	- 10.6 (2.2)	- 19.4 (▼3.3)	6.3 (12.6)
販 売 価 格	8.6 (3.4)	16.1 (9.6)	0.0 (▼3.7)
取 引 条 件	- 10.3 (6.9)	- 12.9 (6.5)	- 7.4 (7.4)
収 益 状 況	- 27.6 (1.7)	- 12.9 (9.7)	- 44.4 (7.4)
資 金 繰 り	- 27.6 (▼1.7)	- 22.6 (3.2)	- 33.3 (▼7.4)
設 備 操 業 度	12.9 (16.1)	- 12.9 (16.1)	-
雇 用 人 員	- 5.2 (▼5.2)	- 3.2 (▼3.2)	- 7.4 (▼7.4)
業 界 の 景 況	- 29.3 (▼12.1)	- 3.2 (0.0)	- 59.3 (▼26.0)

※ 1：( ) 内の数字は前月とのポイント差 (▼は減少)  
 ※ 2：設備操業度は製造業のみ

## 全体の景況感

※主要3項目(売上高・収益状況・業界の景況)の平均値



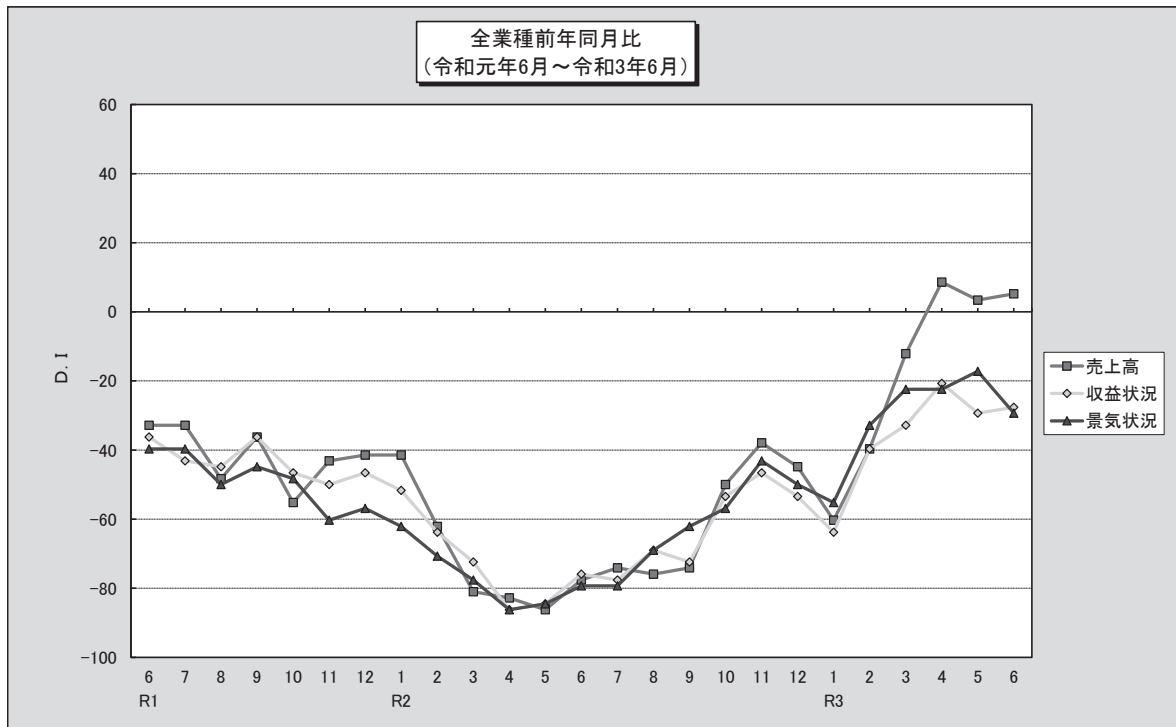
雨  
-17.2

## 天気図の見方

各景況項目について「増加」(又は「好転」)との回答を頂いた業種割合から「減少」(又は「悪化」)との回答を頂いた業種割合を引いた値をもとに作成しました。その基準は次の通りです。

快晴 25以上	晴れ 10~25 未満	くもり 10未満~ -10未満	雨 -10~ -25未満	大雨 -25以下

## 景況の推移(前年同月比)石川県分(主要3項目)





## 通常総会後の決算関係書類等の届出を お忘れなく!!

組合には法律により認可・届出を要する事項が定められています。  
提出を怠った際には、指導・罰則の対象になる可能性がございますので、忘れず提出をお願い致します。

### 決算関係書類の提出

毎年、通常総会后2週間以内に、決算関係書類（事業報告書・財産目録・貸借対照表・剰余金処分案または損失処理案とそれらを承認した総会の議事録）を各所管行政庁へ届出しなければなりません。

### 役員変更の届出

役員の変更（氏名・住所の変更、選挙等による変更）があった際には、変更があった日から2週間以内に役員変更届を各所管行政庁に届出しなければなりません。

なお、前役員全員が再選された場合のみ、各所管行政庁への役員変更の届出が省略可能となります。

### 代表理事変更登記の申請

代表理事の変更（同一人物が代表理事に再選任された場合も含む）があった場合、2週間以内に登記事項を管轄の法務局に登記しなければなりません。

### 定款変更の認可申請

定款変更を総会で決議した場合には、所管行政庁の認可が必要となります。

変更の内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、事前にご相談ください。

### ※行政手続における押印手続の見直しについて

行政手続における押印手続の見直しに伴い、令和2年12月28日に「中小企業等協同組合法施行規則」、「中小企業団の組織に関する法律施行規則」及び「商店街振興組合法施行規則」の一部を改正する命令が公布・施行されました。これにより、「設立認可申請書」「決算関係書類提出書」「役員変更届」「定款変更認可申請書」などへの押印が不要となります。

ただし、今回の改正の対象から外れているものについては、引き続き押印又は署名が必要となります。具体的には、以下が挙げられます。

- ・理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印（中小企業等協同組合法第36条の7第1項）
- ・組合員の連署による役員の改選請求（中小企業等協同組合法第42条第1項）

#### 〈留意事項〉

総(代)会議事録について定款で「署名する」等の定めがある組合は引き続き押印が必要となります。

また、上記より組合法・団体法による様式の押印は不要となりましたが申請や届出以外の附帯する押印についてはその他の法令（登記法・会社法等）により必要となる場合もございます。

各提出書類について、ご不明な点がございましたらお気軽に中央会までお問合わせ下さい。

TEL : 076-267-7711

URL : <http://www.icnet.or.jp>

組合運営

検索

各種書式は中央会ホームページからダウンロードいただけます。

## 個別専門相談室開催のご案内

本会では、組合・企業等が抱えている法律や税務・登記等の諸問題を解決すべく、専門家による個別専門相談室（無料）を開設しております。

8月・9月については、以下のとおり相談室を開設いたしますので、該当するテーマをお選びいただき、お気軽にご相談ください。

※相談は予約制（1回30分）のため、ご希望の方は事前に本会へ電話でお申込みください。また、予約多数の場合は、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

\*申込先 (TEL) 076-267-7711  
(FAX) 076-267-7720

### ◀日 程▶

開催日	時 間	内 容	専門相談員
令和3年 8月20日(金)	10:00 ~ 12:00	税務・会計相談	北村労務会計事務所 税理士 加藤 達也 氏
	13:00 ~ 15:00	法 律 相 談	弁護士法人まこと共同法律事務所 弁護士 久保 雅史 氏
9月15日(水)	15:00 ~ 17:00	労 務 相 談	(8月) 富田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 富田 義広 氏
			(9月) 坂本社会保険労務士事務所 社会保険労務士 坂本 裕子 氏

◀場 所▶ 金沢市鞍月2丁目20番地  
石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

## 会報読者アンケート プレゼントクイズ当選者紹介!

会報No.2(6月発行)にて実施したプレゼントクイズの答えは、「兼六園めぐりガイドツアー」でした。

ご回答いただいた方から、抽選の結果、2名の方にプレゼントをお贈りさせていただきました!

当選者：小松鉄工団地協同組合 油片 様  
協同組合小松トラック輸送センター 小西 様

プレゼントは、会報No.2号でご紹介した「大野醤油KUR A-beat」が開発した商品です。  
「大野醤油でイタリアン」シリーズ

- ・サラダにあう醤油ソース(直源醤油)
- ・パスタにあう醤油ソース(紺善醤油味噌)
- ・お肉にあう醤油ソース(橋栄醤油みそ)

醤油の里のひとくちおやつ

- ・「大野のこどら」(粟森梅月堂)

ご回答いただき、ありがとうございました。



今号のプレゼントクイズでは、ご回答された方の中から当選者の方に、中央会事業にちなんだ品物をお贈り致します。  
メ切は8月31日(火)!!  
ご回答お待ちしております!!

## < 信用保証制度のご紹介 >

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、中小企業の皆様は“事業再構築”や“業態転換”等の  
これまでにない課題に直面しているのではないのでしょうか。

特別制度による資金繰り面での支援のほか、こうした課題の解決に向けた保証制度や事業もご用意しております。

### 新型コロナウイルス感染症 経営改善支援特別融資保証 <略称：伴走支援県>

**資格要件：**経営安定関連保証4・5号\*または危機関連保証の認定を受け、かつ経営行動計画を策定した中小企業者

\*経営安定関連保証5号は売上15%以上減少に限る

**保証限度額：**4,000万円

**保証期間：**10年以内(据置5年以内)

**保証料率：**負担なし

### 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) <略称：改善サポ感染>

**資格要件：**事業再生計画\*に基づいて事業再生を行い、金融機関へ実行状況等の報告を行う中小企業者

\*中小企業再生支援協議会が関与した計画や経営サポート会議による検討に基づく計画等

**保証限度額：**2億8,000万円

**保証期間：**15年以内(据置5年以内)

**保証料率：**0.2%

費用は **無料**  
当協会が負担します

### 専門家(その道のプロ)派遣事業

金融機関や関係機関と連携し各種専門家を派遣!

中小企業の皆様の経営力強化・向上のお手伝いをさせていただきます!

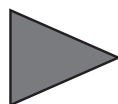
#### <専門家ラインナップ>

中小企業診断士

ITコーディネーター

フードコンサルタント

等、全9種



#### 【派遣効果】

売上・集客の増加

事業計画の策定

生産性の向上

円滑な事業承継

従業員の意識向上

HP等のアクセス向上

上記保証制度や専門家派遣事業は、**令和3年7月末時点**のものであり、今後、更新される可能性があります。  
新型コロナウイルス関連等の最新情報は、県や市町、当協会ホームページ等で必ずご確認をお願いします。

【石川県信用保証協会 新型コロナ関連情報ページ】

[http://www.cgc-ishikawa.or.jp/news/2021/2104\\_covid19.html](http://www.cgc-ishikawa.or.jp/news/2021/2104_covid19.html)

制度についてご不明な点がございましたら、石川県信用保証協会(営業部)または取引金融機関までお問い合わせください。





# 事業主・事業所の皆様

## シルバー派遣 を活用されませんか！

企業の皆さん、少しでも人手が足りないことはありませんか。  
 そんな時はシルバー人材センターをご利用ください。

### 就業の仕組み

シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な業務（おおむね月10日程度以内のもの）又は軽易な業務（おおむね週20時間を超えないもの）になります。

おおむね  
月10日程度  
以内の就業

おおむね  
週20時間  
を超えない就業

又は

### シルバー派遣の就業例

#### 就業日数・就業時間

必要な時に、必要な時間だけ。

例1



例2



例3



■ 休憩

※上記の例のほかにも、さまざまな就業形態があります。

#### ローテーション就業

複数の会員で時間や曜日を分担。



### 主な仕事内容

- **事務系の仕事** 一般事務、受付事務、パソコン入力等
- **施設等での仕事** 施設などの管理業務（窓口、電話対応）、工場などの内外の清掃、除草
- **工場等での仕事** 製品等の仕上げ作業、部品等の包装・梱包作業、食品の製造・加工など
- **販売店、宿泊施設等での仕事** スーパーの品出し、総菜加工、カート整理、飲食店等での食器洗い  
旅館やホテルの配膳、調理補助、清掃

### ◆ お問い合わせは、地域のシルバー人材センターまで。

金沢市 SC ☎ 076-222-2411

小松市 SC ☎ 0761-47-2855

七尾市 SC ☎ 0767-52-4680

加賀市 SC ☎ 0761-73-2456

白山市 SC ☎ 076-275-7604

羽咋市 SC ☎ 0767-22-2700

野々市市 SC ☎ 076-294-8303

珠洲市 SC ☎ 0768-82-6886

輪島市 SC ☎ 0768-23-8033

能登町 SC ☎ 0768-62-4688

かほく市 SC ☎ 076-281-3655

志賀町 SC ☎ 0767-42-2170

津幡町 SC ☎ 076-288-4462

中能登町 SC ☎ 0767-76-8060

能美市 SC ☎ 0761-58-4060

宝達志水町 SC ☎ 0767-29-4850

内灘町 SC ☎ 076-286-2992

穴水町 SC ☎ 0768-52-4680

※「SC」は、「シルバー人材センター」の略です。

石川県あなたの街のシルバー

で

検索

シルバー人材センターをご紹介します動画を配信しています。

当連合会ホームページからご覧ください。

ホームページはQRコードからご覧いただけます。

厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15-15



経営者・役員・従業員とそのご家族の  
安心の保障を準備するために  
中央会の共済制度をご活用ください。

BEST PARTNER  
大樹生命



従業員のための  
退職金準備に  
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための  
万一の保障  
団体扱生命保険

団体扱\* (月払) の場合、  
一般扱 (口座振替月払等) で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

**オーナーズプラン**  
経営者の  
各種リスクマネジメントのために

**パートナーズプラン**  
役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに  
業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクに  
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、石川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- \* 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- \* 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および石川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 金沢支社

〒920-0853 石川県金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢8F TEL:076-263-3256  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)  
R-2021-1001 (2021.4)

# 損害保険集団扱制度のご案内

## ★【自動車保険・火災保険】

石川県中小企業団体中央会では、組合員の企業経営並びに従業員の福利厚生を充実するため、会員の皆様に中央会損害保険集団扱制度(自動車保険・火災保険)のご加入をお勧めしております。つきましては、本制度について引受損害保険会社の取扱代理店が説明させて頂きたく、訪問した際にはよろしくお願いたします。

## 《損害保険集団扱制度の概要》

### 特 徴

- ◎保険料は、一般契約より**5%割安**です。(保険料一時払の場合)
  - ◎手続きは、年1回払い、口座引落しです。
  - ◎下記損害保険会社と契約を行っている方は、現在契約している取扱代理店で制度利用が出来ます。
  - ◎自動車保険
    - ・既加入自動車保険は、無事故割引などをそのまま継承できます。
    - ・業務用車両も対象になります。
  - ◎火災保険
- ※詳しくは下記の各社にご確認ください。

### 対 象

(中央会指定の確認票を提出願います。)

- ◎中央会の会員(組合・企業・団体)◎会員の傘下企業、事業主及び従業員

## 県中央会



### お問合せ先

## 石川県中小企業団体中央会 TEL.076-267-7711

〈本制度引受損害保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社……………TEL.076-223-9960

金沢支店 〒920-0918 金沢市尾山町6番25号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社……………TEL.076-264-7811

金沢支店 〒920-0906 金沢市十間町5番地

損害保険ジャパン株式会社……………TEL.076-262-1681

金沢支店 金沢第一支社 〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21

AIG損害保険株式会社……………TEL.076-222-0005

金沢支店 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル2F

共栄火災海上保険株式会社……………TEL.076-261-9297

北陸支店金沢第一支社 〒920-0919 金沢市南町5番16号

(2020年10月作成)



## くみWai広場

こんにちは組合さん

### 石川県時計貴金属眼鏡商協同組合

#### 組合のPRをお願いします

当組合は、設立45年を数え、県内の時計、宝飾、眼鏡を取り扱う小売店37名で構成されております。量販店では手が行き届きにくい専門店ならではのきめ細やかなサービスや地域のお客様に寄り添った対応を組合員一同心がけております。

組合では組合員の取り扱う時計、貴金属、眼鏡等商品の共同購買事業、技術講習会、イベント開催等の活動をしております。

時計の歴史や珍しい世界の時計、様々なからくり時計などの展示会「ときめき時計展」は今年で32回を数え、毎年6月10日の「時の記念日」にあわせ開催しています。幼児が時計をイメージして手掛けた作品の展示や「腕時計健康チェック!」として無料で時計の状態をお調べするコーナーも設置し、みなさんに時間や時計に関心を持っていただく機会として毎年多くの方が観覧に訪れておられます。

全国中央会の補助事業を活用し、平成30年には現状の課題の分析と顧客満足度を高めることを目的とし、消費者が専門店に求めるニーズ、



写真上▲ 修理行程の動画  
写真左◀ アクションプラン作成に向けた委員会の様子

組合員が提供できるニーズに関する調査事業を実施し、組合のアクションプランを構築しました。昨年度はそのプランを基に、「情報発信」として、組合ホームページの制作と腕時計の電池交換作業の可視化(作業動画)を作成しました。

#### 一言お願いします!(理事長 島田勝弘さん)

組合のアクションプランを作成したことにより課題が明確化され、今後の目標が設定でき、組合員が一丸となって目標にむかって活動する意識が高まりました。作業工程等を可視化する動画では、修理作業内容を実際に見せることで、お客様に修理行程についてご理解いただきやすくなり、組合員の技術に対する信頼度、お客様の満足度の向上につながることができました。

今後も専門店ならではの知識と技術をみなさまに提供できるよう、組合員が一丸となって知恵を出し協力していきたいと思っております。

当コーナーに登場していただける事務局さんを募集中です! 自薦、他薦は問いませんので、中央会事務局まで連絡をお待ちしています!

## From 編集室

最近私がはまっている「バラ」について少しご紹介します。みなさんもお花といえはバラを思い浮かべる方も多いのではないでしょうか。世界中で愛されており、その品種の多さは4万種類を超えるといわれているそうです。

紀元前から栽培されていますが、もともとは香料作物です。香りに作用があり、かつ精神を安定させる効能が古来より信じられているそうです。

見ごろのシーズン(5月下旬~6月)は終わっていますが、秋にも咲かせる種類があるので今からすでに楽しみです!!

編集者 T



燃える闘魂! アントニオ猪木編  
引退スピーチより  
人は歩みを止めた時に、そして、挑戦をあきらめた時に年老いていくのだと思います。  
この道を行けば、どうなるものか危ぶむなかれ 危ぶめば道はなし 踏み出せばその一足が道となりその一足が道となる 迷わず行けよ 行けばわかるさ

### Qプレゼントクイズ

くみWai広場でご紹介させていただいた、石川県時計貴金属眼鏡商協同組合は、毎年「時の記念日」にあわせ、「○○○○時計展」を開催しております。

○にあてはまるひらがな4文字をお答えください。  
正解者の中から抽選で、粗品を差し上げます。

今後、よりよい誌面づくりを行うために読者の皆さんからのご意見、ご要望をお伺いしたいと思っておりますので、同封のプレゼント付き読者アンケート回答へのご協力をお願いします。

少しでも多くの「声」をお待ちしています。



回答は中央会 FAX:076-267-7720 までお送り下さい。



# 石川県中小企業団体中央会 Facebookページ

facebook

石川県中央会 facebook で検索



石川県中小企業団体中央会

@icnet.ishikawa

ホーム

基本データ



## ファン登録をお願いします。

- ★より身近な情報提供を行います。
  - ★アンケートなどを行ってより充実した情報を発信します。
- ※なお、ファン登録を行うためには、Facebookアカウントを取得(無料)する必要があります。

いいね!



メッセージを送る

## 石川県中央会 フェイスブックページ 掲載事例のご紹介

